



残業手当が支払われない

有給休暇が取れない

過労で
うつになった

辞めてくれと
言われた

毎日の長時間労働に
耐えられない

労働相談窓口のお知らせ

労働に関する諸問題の相談や労使間のトラブル解決のお手伝いをしています

☆労働者、事業主どちらからでも相談でき、いずれも無料で、秘密は守られます☆

区分	出雲総合労働相談 コーナー	労働相談	あっせん
内容	専門の相談員が、解雇、雇止め、配置転換、賃金の引き下げといった労働条件のほか、募集・採用、いじめ、など、労働問題に関するあらゆる分野についての相談を受け付けています。	労働相談員が、労働に関する諸問題の相談を受け付けています。 そのうち、労働者個人と使用者との間の個別労働関係紛争に係るものは、島根県労働委員会を紹介します。	あっせん員(労働委員会の公益委員、労働者委員、使用者委員から原則1名ずつ)が当事者双方の主張を確かめ、解決に結び付く合意点を探り、話し合いによる解決のお手伝いをします。 (あっせんで当事者が直接話し合うことはありません。)
相談方法等	面接、電話	面接、電話、電子メール(島根県雇用政策課ホームページの専用フォームから送信)	所定の申請書を提出(郵送可)していただきます。 まずは、電話でご相談ください。
受付時間	平日 9:15～16:45	【面談・電話】原則毎週 月・水・金曜日 8:30～17:15 【電子メール】随時	平日 8:30～17:15
実施機関	出雲労働基準監督署 (出雲地方合同庁舎4階) Tel 21-1240	島根県雇用政策課 (島根県庁2階) Tel 0852-22-6557	島根県労働委員会 (島根県庁南庁舎1階) Tel 0852-22-5450



発行元

出雲市役所 産業政策課 雇用政策係 Tel 24-7620

